

国 地 契 第 5 号
国 官 技 第 9 7 号
国 営 整 第 3 1 号
国 北 予 第 8 号
令 和 元 年 7 月 3 日

各 地 方 整 備 局 企 画 部 長
 総 務 部 長 殿
 営 繕 部 長
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿

大 臣 官 房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官 庁 営 繕 部 整 備 課 長
北 海 道 局
予 算 課 長

土木建築に関する設計及び調査業務における前金払の取扱について

土木建築に関する設計及び調査業務における前金払の取扱いについては、「土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量の代価の前金払の実施について」（昭和37年6月27日付け建設省発会第160号）（以下「本件通達」という。）をもって通知しているところであるが、本件通達記1（3）中の「直接工事に関連するもの」の運用について下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 前金払の実施対象となる本件通達記1（3）の「直接工事に関連するもの」とは、特定の工事の施工又は工事の技術的实施可能性に係る検討を目的として実施される以下のような設計及び調査に関する業務をいい、必ずしも現地作業を伴わない業務も該当する。
 - ・ 予備設計、詳細設計、地質・土質調査、基本設計、実施設計（設計意図の伝達を含む）、敷地調査、地盤調査、耐震診断、施設等の点検・評価・診断、工事実施後の環境影響評価のための調査 等
2. 特定の工事の計画が決定される以前に行われる以下のような設計及び調査に関する業務については、本件通達記1（3）の「直接工事に関連するもの」には該当しない。
 - ・ 工事の計画・検討を行うための基礎資料収集を目的とする調査（道路網・路線計画、河川調査・計画に関する業務 等）